

「保険制度ワーキング・グループ」(第2回)への意見

2026年10月30日

良質な金融商品を育てる会

永沢 裕美子

所用により第2回会合を欠席いたしますので、審議事項について、以下のとおり書面にて意見を提出いたします。

Ⅰ 生命保険のセーフティネットに係る政府補助規定の恒久化について

国民・契約者の立場から、生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定の恒久化に賛成します。

生命保険は、死亡や疾病への備え、老後の生活資金の確保など、長期にわたり契約者の生活の基盤を支えています。生命保険会社が破綻した場合には、年齢や健康状態によって他社への再加入が難しくなることがあり、金銭の返還だけでは失われる保障を補えません。契約者が得られる情報には限りがあり、情報開示が充実しても、数十年先の経営の健全性まで見通すことは困難です。こうした生命保険の特性を踏まえると、保険会社の破綻によって契約者が被る不利益を、契約者自身の選択の結果として、その自己責任のみに帰することは適切ではありません。

新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な地震等の経験を通じ、個々の会社の経営努力だけでは対応し切れない事態への備えの重要性を、改めて認識しました。社会経済の不確実性が高まる中、こうした事態が保険会社の破綻につながり、契約者の老後生活や遺族の生活を支える基盤まで揺らぐことになれば、国民の不安は一層大きくなります。危機の際にも保障の継続を支えられるよう、あらかじめ備えておく必要があります。その必要性は一定の期限で失われるものではなく、政府補助を可能とする枠組みを恒久的に確保することには意義があると考えます。

一方、国民は納税者でもあります。費用は業界負担を原則とし、政府補助は例外的な対応とすべきです。経済価値ベースのソルベンシー規制による健全性の確保と、破綻時の契約者保護は相互に補完するものです。新規制と監督を実効的に運用し、政府補助を必要とする事態を極力防ぐことを求めます。

また、生命保険会社の経営やガバナンスに対する国民の信頼が問われている中で、政府補助規定の恒久化を議論していることを、業界として重く受け止めていただきたいと思います。恒久化について国民の理解と支持を得るためにも、各社には、これまで以上に国民の信頼に応える経営を実践いただくことが必要です。

政府補助の恒久化に当たっては、政府の支援を当てにして経営規律が緩むことのないよう、各社のガバナンスと内部管理の実効性を高めるとともに、監督当局には監督の充実を求めます。併せて、万一の破綻時には経営陣の責任を検証し、その結果に応じて厳正に責任を問う方針を、あらかじめ明確にしておく必要があります。費用負担については、業界

負担枠の引上げ等を進めるとともに、恒久化後もその在り方を定期的に検証し、結果を国民に分かりやすく説明することを求めます。

2 国内における再保険キャプティブ制度の創設について

国内に再保険キャプティブ制度を創設することに、原則として賛成します。企業が自社グループのリスクを把握し、予防策や保険による備えを適切に組み合わせることは、災害や事故の際の事業継続力を高め、雇用や商品・サービスの安定供給を通じて、国民生活を支えることにつながると考えます。国内で制度を利用できる選択肢を設け、こうした取組を促すことに意義があります。

その際、企業の費用削減や資金活用にとどまらず、リスク管理の実効性が高まる制度とすることが重要です。企業グループに大きな損失が生じたときにこそ再保険金の支払が必要となるため、親会社の保証やグループ内で運用する資金が、その際に確実に支払原資として機能するかを十分に確認する必要があります。

キャプティブと元受保険会社の双方で健全性とリスク管理を確保し、元受保険会社の他の契約者に不利益を及ぼさない制度設計を求めます。また、対象範囲を将来拡大する場合には、従業員や取引先などへの影響も含め、契約者等の保護の観点から十分に検討してください。

さらに、再保険キャプティブから元受保険会社への適切な情報提供に加え、親会社の投資家等のステークホルダーへの情報開示も重要です。キャプティブの破綻が親会社の連結財務に及ぼす影響も踏まえ、企業グループが保有するリスクや支払能力を支える仕組み、親会社の保証等に伴う負担を、投資家等が適切に把握・評価できるようにすることを求めます。

以上